



## 社用車で事故を起こした時の損害賠償責任は誰に？

弁護士 東 麗子

営業職のAさんは、営業のために勤務先の所有する自動車を利用しています。普段は、電車で通勤していますが、ある日、仕事で遅くなってしまったので、仕事で使っている会社の車で帰宅したところ、途中で交通事故を起こし、相手に怪我をさせてしまいました。この場合、相手の治療費等をAさんの勤務先の会社が支払わなければならないのでしょうか。

### ◆— 解説

交通事故に限らず、誰かが誰かに怪我をさせるなど、損害を与えた場合には、損害を与えた人、すなわち加害者は、その損害を賠償しなければなりません。法律上、このような場合に加害者が負う損害賠償責任は、民法709条において「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」といういわゆる不法行為責任として定められています。今回の事故の場合、Aさんは事故を起こした張本人ですから、Aさんが709条に基づいて被害者に対し、損害賠償責任を負うことは明らかです。

では、Aさんの勤め先の会社はどうでしょうか。使用者の不法行為責任については、民法715条において、「ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う」として、いわゆる使用者責任が定められています。そして、会社が使用者責任を負うのは、「被用者がその事業の執行について第三者に加えた」場合です。そこで、会社が使用者責任を負うかどうかは、直接の加害者である被用者の行為が、「その事業の執行について」行われたものかどうか問題となります。

業務中に事故を起こした場合は、当然に会社は使用者責任を負いますが、今回の場合、Aさんは自宅に帰宅途中で、実際には業務中ではありません。それでも会社は使用者責任を負うのでしょうか。「事業の執行」にあたるかどうか問題となりますが、

この事業性は一般的に外形（外から見た様子）から判断されるとされています。

例えば、社名などが明記された社用車を利用していた場合などは、帰宅途中であっても、会社の責任が認められやすくなるでしょうし、そうでなくても、通常、社用車として利用されている車であれば、外形的に事業の執行でないことが明らかと言える場合でなければ、多くの場合、使用者責任が認められています。Aさんの場合も、会社の使用者責任が認められる可能性が高いでしょう。

また、自動車の事故の場合は、使用者責任のほか、自動車損害賠償保障法3条で定める運行供用者の損害賠償責任も問題となります。このいわゆる運行供用者責任は、民法の特別法として定められており、「自己のために自動車を運行の用に供する者」（運行供用者）が、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償しなければなりません。

この運行供用者責任は、故意・過失がなくても賠償責任を負わなければならない、民法の賠償責任よりも重い責任となっています。運行供用者がこのような重い責任を負う根拠は、その車の運行を支配し、利益を得ていることとされていますから、私用運転の場合、会社に運行供用者性が認められるかが問題となります。実際には、私用運転だからといって、単純に会社の運行供用者性が否定されることはなく、社用車の管理状況や、社用車を使用するに至った経緯、業務との関連性などの具体的な事情を勘案して判断されることになります。

執筆者プロフィール

東 麗子（ひがし・れいこ）

弁護士（第二東京弁護士会） 東京都立大学法学部卒業。  
悪徳商法など消費者問題を中心として、幅広く一般民事事件  
および刑事事件を取り扱う。  
趣味は読書、旅行。